

議案第 42 号「小平市暴力団排除条例」について、生活者ネットワークとして反対の立場で討論致します。

この条例については、結論に至るまで会派でも議論を重ねた上で慎重に判断しました。

反対するにあたり、決して犯罪行為を許すわけではなく、暴力団を擁護する立場でもないということを申し上げておきます。暴力そのものは絶対に許してはいけないものであり、なくしていかなければならないのは当然のことであり、不当な暴力によって市民に危害が加えられることは決してあってはならないと考えていることは強く申し述べたいと思います。

暴力団の取り締まりに関しては、国の法律や都の条例があり、市も「契約からの暴力団排除措置要綱」で対応しています。もちろん、法律や都条例があっても自治体で条例が必要な場合がありますが、暴力団への対応については警察の職務の領域であり、都条例によって警察庁管内全域が網羅されること、暴力団対策として小平市独自の特殊性があることも考えにくいこと、さらに市民への責務を科す内容を含む市の条例が必要なのかは疑問に感じます。

また、市民への影響という点で以下のような懸念が拭えず反対の理由とするものです。まず、第 2 条に示す「暴力団関係者」の定義が曖昧であることです。

第 2 条では暴力団関係者を暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものと定義していますが、本会議及び委員会でも質問がありましたが、最終的には都条例の逐条解説などを元に警視庁との連携の中で判断していかざるを得ず、市民から見ると非常にわかりにくいものになっています。暴力団そのものが一般企業を装うなど巧妙になっているという現実の中では、誰が暴力団員であるかも日常生活では見えにくく、市民が判断することは困難であり知らない間に巻き込まれてしまう可能性もないとは言えず、暴力団に協力している者、その他個々のケースでいかようにも解釈できるという懸念があります。

同様に、第 3 条の「暴力団と交際しないこと」という条文については、知り得ないところでの交際もありだれもが対象となる可能性があること、第 5 条に市民の責務として、市が実施する暴力団排除活動に参画し、協力することと排除活動を自主的に連携して行うことが掲げられていますが、排除活動に市民が関わることで派生して起きてくるかもしれない出来事への心配や不安はぬぐいきれず、通報者や協力者として市民の身の安全がどのように守られるのかは保障されていません。

このように、これまでの警察対暴力団という構図では解決し切れなかった問題を社会対暴力団という構図に置き換えていくことで、暴力団の摘発領域に一般市民が巻き込まれていく側面があることに対して、会派として慎重な態度が必要と考えます。暴力団や暴力行為そのものは取り締まるのは当然であり、そのことを否定する意志は全くありませんが、日常生活の中で、ある特定の身分や階層あるいは団体に所属していることを想定して、犯罪がおきてからではなく罪を犯す前から一個人を排除してしまうことになれば、人権を侵害する可能性も否定できないと考えます。

以上をもって、生活者ネットワークとして反対の討論といたします。